

鳥取県公営企業の今後の方向性について

提 言 書

平成22年12月

鳥取県公営企業の今後の方向性検討委員会

目 次

はじめに	P 1
1. 鳥取県公営企業の方向性		
(1) 要 旨	P 2
(2) 解 説	P 3
2. 電気事業のあり方		
(1) 要 旨	P 5
(2) 解 説	P 6
3. 工業用水道事業のあり方		
(1) 要 旨	P 9
(2) 解 説	P 10
4. 埋立事業（工業団地分譲）のあり方		
(1) 要 旨	P 12
(2) 解 説	P 13
5. おわりに	P 15
<用語解説>	P 16
<附属資料>		

はじめに

戦後のわが国の経済成長において、1960年代まで社会インフラ整備資金が不足し、地方自治体レベルでの公営企業が大きな役割を果たした。工場立地が地域の生命線であった時期には、工業用地、工業用水、エネルギーを地方自治体が整備し、工場誘致を図り地域経済を振興・維持していくことが全国的規模で求められた。その意味で、地方自治体の公営企業が地域経済に果たした役割は大きかったと言えよう。

しかし、経済の国際化、円高、雇用情勢等から工場立地は大きく変化している。また、産業構造が、重化学工業から加工組立産業・高度科学技術製品へ、更には観光・サービス産業等に変化していく中で工場立地環境も大きく変化している。これに追い打ちをかけているのが、国・地方にわたる財政逼迫状況であり、現在、国・地方ともに膨大な債務を抱え財政再建が急務となっている。

地方公営企業は、民間企業と同じく可能な限りの合理化が必要であることは言うまでもないが、本来的には採算性については、長期的かつ波及効果を含めて広義に考えるべきものであり、短期的かつ公営企業のみで考えるべきではないと考える。本委員会は、先に鳥取県企業局の「経営改善5ヶ年計画（平成18～22年度）」についての評価を行ったところであるが、本報告書は、この計画終了後の鳥取県公営企業のあり方を検討したものである。

行財政改革の推進、景気低迷、工場立地環境の変化など厳しい外部環境の中で、鳥取県公営企業が本来の役割を果たしつつ、県社会経済の振興に寄与するためにはいかにあるべきかという観点から議論を行った結果である。本報告書をもとに県公営企業がその役割を十分に果たし、鳥取県の経済への支え役となることを望みたい。

平成22年12月

鳥取県公営企業の今後の方向性検討委員会

委員長 光 多 長 温

1 鳥取県公営企業の方向性

(1) 要 旨

産業関連公営企業^{解1}は、地域経済社会の発展のために経営する企業活動であるが、その公共性^{解2}、広域性、採算性、大規模性及び資本投資に対する資金回収の長期性等から、市場経済の仕組みで提供することが難しい施設を管理運営するものである。

鳥取県の産業関連公営企業は、電気事業、工業用水道事業、埋立事業（工業団地分譲）を柱として行われてきた。戦後の鳥取県の経済成長の中で、紙・パルプ、紡績、食料品、電気機械の工場等、その時々成長産業が立地していく中で、産業インフラとして電気、工業用水、工業団地等を開発・供給してきたもので、その意義・貢献度は大きいものがあった。

しかし、社会経済情勢の著しい変化や行財政改革の推進、厳しい経営環境など、産業関連公営企業を取り巻く環境は大きく変化しており、県が電気事業を継続経営する必要性など、その意義・役割や経営のあり方が問われる中で、この数年間は、人員の合理化、コスト削減を徹底的に行ってきた。

この合理化、コスト削減は、先に評価作業を行ったところであるが、まだ取り組むべき余地はあるものの、相当な努力が行われていると評価^{解3}される。特に工業用水道事業においては、その事業環境の厳しさから、経営改善だけでは追いつかないほど採算性は厳しい^{解4}ものとなっている。

今後の産業関連公営企業のあり方や経営形態^{解5}については、県の産業経済環境や地域の実情に即して考えていく必要がある。

我が国経済において、工場立地は、海外立地及び大都市周辺部における研究と一体となったマザー工場立地が中心となり、更に最近では、研究・開発部門まで海外に立地する傾向もあることもあり、鳥取県への工場立地が今後大きく伸びることは期待できない環境と言える。

しかし、現存産業に対する工業用地、工業用水の供給は不可欠であるし、今後新たに立地する流通、観光、消費者向け産業等に対して、一定規模の工業用地等の供給を維持していくことは鳥取県経済にとって不可欠である。

この際の採算性は、やや広義かつ長期的に捉えるべきである。即ち、公営企業部門単体では採算性がとれなくても、工場立地、雇用など県経済全体での採算性を考える必要がある。いわゆる経済波及効果を勘案した採算性^{解6}である。

企業局は、これらの産業関連公営企業を管理運営しているが、これまでは行財政改革による合理化とコスト削減が先にあり、施設管理型の姿勢^{解7}であったと感じられる。

しかし、今後は施設の適切な管理運営と販売拡大という基本的な使命に加えて、前述のように、経済波及効果を勘案した採算性を長期的に考え、次世代産業の振興^{解8}に資することを考えるべきではないかと考える。

委員会としては、今後の公営企業のあり方として、収益性のある部門と不採算部門とのバランス^{解9}をうまく取りながら、企業局の経営資源^{解10}を活かし、県施策と連動して環境・エネルギーなど成長分野の振興にプロジェクトベースで寄与^{解11}していくことを期待するものである。

(2) 解 説

解1)「産業関連公営企業」

地方公営企業法第2条に掲げる地方公営企業が行う事業等は、産業・経済発展の礎となる事業であることから「産業関連公営企業」と称することとした。

＜都道府県の事業数、平成22年4月現在＞

団体数	電気	ガス	上水道	下水道	工業用水	工業団地等	駐車場	観光施設等
50	26	0	27	2	41	18	6	16

解2)「公共性」

地方公営企業法第3条（経営の基本原則）では、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と規定されている。また、工業用水の供給においては、給水区域内で要請があれば供給する義務がある（工業用水道事業法第16条）。

解3)「人員の合理化、コスト削減の評価」

委員会では、企業局の「経営改善5カ年計画（平成18～22年度）」の目標達成状況や具体的な取組状況の検証・評価を行った。5ケ年の経費削減目標（削減率13%、削減額667百万円）は達成の見通しであり、また、職員数も運転監視業務の外部委託等により31%（68人→47人、△21人）の削減を達成するなど、具体的な取組項目も概ね実施されており評価できるものであった。

解4)「工業用水道事業の厳しい採算性」

経済社会環境の変化による需要の伸び悩み、利用者の節水等による使用量の減量により、経営見通しは、人員・コスト削減だけでは追いつかない厳しい状況になっており、持続可能な経営を模索しているところである。

解5)「公営企業のあり方や経営形態」

公共の福祉の増進といった公営企業の本来目的に照らして、企業局そのものの必要性について幅広い視点で原点から議論を行なうものであり、企業局の主力事業である電気事業（企業局職員47名のうち37名配置）のあり方、経営形態が企業局のあり方を方向付けるといえる。経営形態としては、直営継続、民間譲渡、知事部局への編入、指定管理者制度、包括外部委託、事業間の相互補完による複合化、コンセッション方式等が考えられる。

解6)「経済波及効果を勘案した採算性」

例えば、工業用水道事業により企業は安価な料金で生産活動に不可欠な水を利用することができる。利用者におけるコスト削減額は、平成21年度分で算定したところ24億円程度と推計される。また、工業用水は工場立地における重要要件であり、工場立地、雇用創出を誘引する波及効果が高い。

解7)「施設管理型の姿勢」

委員会は、職場風土、職員の意識・意欲の把握のため、現地視察や若手職員との意見交換を行った。職員は日々、発電施設等の維持管理に追われ、コスト削減に終始し、新たな取り組みへの意識が薄らいでいるように感じられた。これまで合理化・効率化の施設管理に加えて、社会情勢の変化や新たな施策に対する職員の意識・意欲が向上していくことを期待したい。

解8)「次世代産業の振興」

鳥取県経済成長戦略では、10年先を見据えた環境・エネルギー・LED・EV・バイオ・食品・リサイクルなどの産業の集積を目指している。また、高速交通網の進展、境港・東海・ウラジオストクを結ぶ定期貨客船の就航、境港の重点港湾指定など、東アジアやロシアとの経済交流の飛躍が期待できる。

解 9) 「収益性のある部門と不採算部門とのバランス」

工業用水道事業の厳しい採算状況に対し、電気事業は当面収益が安定しており、その余裕資金を一時的に資金運用（工業用水道事業へ貸付）することは法令上認められている。しかし、確実な資金回収の目処が立つ場合に限定することが法令の主旨であり、そのような考え方は民間企業の運用の常識でもある。目処が立たない場合は一般会計からの出資金等で対応すべきというのが委員会の見解である。

解 10) 「企業局の経営資源」

- ① 蓄積した経験や知識・技術、事業を通じて得られた資金を活用して、社会に貢献し続けることが、企業の経営活動には求められる。企業局が意欲と元気のある公営企業として地域の産業経済の振興と発展に向けて貢献していくためには、組織の充実、人材の育成、職員のモチベーション向上、研究投資などにより企業局の能力を高めていくことが必要である。
- ② 企業は、地域への還元・貢献が評価される時代である。ダム・発電施設は地域の協力なくしてできない事業であり、形ある貢献を行っていくべきである。

解 11) 「環境・エネルギーなど成長分野の振興にプロジェクトベースで寄与」

「鳥取県経済成長戦略（平成22年4月策定）」は、環境・エネルギー関連産業、次世代デバイス関連産業、バイオ・食品関連産業などを優先的・重点的に取り組むべき成長分野として示し、具体的な施策を推進している。EV関連産業、リサイクルビジネス、自然エネルギーの導入拡大及び農林水産資源を活用した農商工連携等の分野は、企業局の持つ工業用地や蓄積された技術等の経営資源を活かし、産業の創出と展開、企業立地の推進に貢献することが可能である。

また、太陽光発電等の再生可能エネルギー導入拡大のプロジェクトは、民間が取り組む場合には利益確保やリスク回避等の経営上の課題を有する分野であり、産・官・学等の協力が不可欠となっている。こうした中で、企業局が最新の技術開発の動向調査や試算検討を進め、また、先導的なフィールドテスト等も試み、それらのノウハウを民間部門が活用するといった県経済をリードする役割を期待するものである。

2 電気事業のあり方

(1) 要 旨

電気事業は、戦後の電力不足への対応と工業立地を促進するため、地域の水資源を活用した水力発電^{解1}により事業を開始したもので、電力会社の電源確保を補完する意義を有していたと考えられる。

しかし、水力発電のように二酸化炭素を排出しない電源確保は環境問題に対する意義を有するものの、事業開始当初の目的は薄らぎ、電力供給体制も整っている現在、自治体が発電事業を行う社会的意義^{解2}は小さくなっていることは否定できない。

また、平成7年以降の電気事業制度改革と電力自由化の進展に伴って、卸発電市場への競争原理の導入や売電料金の算定ルールの将来的な不透明さ等が懸念され、他県では電気事業の民間譲渡^{解3}も行われている。

鳥取県企業局では、平成20年に中国電力株式会社と15年間の電力受給基本契約（平成21～35年度）を締結し、この契約締結により、原価ベースの売電料金を保証する総括原価方式の料金算定が維持されるとともに、経営改善の努力もあって、基本的に持続可能な経営を確保できる体制^{解4}にある。

現時点における電気事業の売却には、おのずとその売却先が限定されている。また、地域電力会社に売却しようとしている他の自治体でも、売却価格^{解5}面で大きな隔たりがあり、売買市場^{解6}は必ずしも成立しているとは言えない状況にある。

このような実情を勘案すれば、当面は運営を継続する中で、収益を最大化できる選択^{解7}を考えていくことが重要である。

一方、水力発電、風力発電、太陽光発電等は、発電過程で二酸化炭素の排出がなく、再生可能な純国産エネルギーであり、国や県が進める再生可能エネルギーの導入拡大^{解8}や地球温暖化対策といった環境・エネルギー政策の担い手として、公営企業の意義^{解9}が認められるところである。

電気事業の今後の方向性は、「直営、売却等あらゆるスキーム^{解10}を検討しつつ、最大限の収益を目指し、これの収益を活用し、新エネルギー事業を考える。」ことであり、次のことに留意する必要がある。

- 一 発電施設の管理運営という基本的役割を果たすため、引き続き経営の合理化・効率化及びアセットマネジメントによるコスト削減^{解11}に努めること。
- 二 継続運営と施設売却（が可能になった場合）との収益性を比較検証^{解12}しつつ、運営を行っていくこと。
- 三 環境立県を推進する鳥取県にふさわしい新エネルギープロジェクトを行うこと。例えば、太陽光発電、小水力発電、風力発電、洋上風力発電^{解13}、バイオマス発電等の先導的導入や、スマートグリッド、電力多消費プロジェクト^{解14}等の技術協力、地域振興トリガープロジェクト^{解15}といったことが考えられる。これら成長性があるプロジェクトは、一定の採算性が確保され、民間で行うことが可能となれば、これを民間に売却するスキームを内包^{解16}したものとすること。
- 四 余裕資金の他事業会計へ資金運用は、運用先の採算性を常にチェックしてから行うべきである。資金運用の望ましいスキームは、現在の収益部門から将来の成長部門への運用であり、運転資金の補てん^{解17}は避けるべきである。

(2) 解 説

解1)「企業局の水力発電事業」

昭和 28 年に幡郷発電所を運転開始したことに始まり、その後積極的に県内における水力電源の調査開発を行い、現在水力 7 発電所、風力 1 発電所を保有している。8 発電所の総出力は 39,300 kW、年間発電電力量は県内総電力消費量の 3.8% (約 41,000 世帯分に相当)、県内発電電力量の 26%を占めている。(平成 21 年度実績)

現在、国の直轄ダム(殿ダム)を利用した袋川発電所(出力 1,100 kW)を鳥取市国府町に建設中であり、平成 23 年 6 月に運転開始を予定している。また、水資源の有効利用を一層図るため、既存県有ダムの維持放流水等を利用した小水力発電の導入調査も進めているところである。

解2)「発電事業を行う社会的意義」

戦後の電力需要の急増等を背景に事業を開始したが、事業開始当初の目的は概ね達成され、企業局の発電電力量は県内消費電力量の 3.8%程度となっているが、石油代替エネルギーの確保とエネルギー自給率の向上、地球温暖化防止と自然エネルギーの導入など、時代とともに事業の社会的意義は変化してきている。現在は、国が進める再生可能エネルギーの導入拡大といったエネルギー政策及び純国産エネルギーの安定供給による環境負荷の低減や鳥取県地球温暖化対策条例に基づく温室効果ガスの排出抑制など環境政策面での新たな意義が認識されているところである。

解3)「電気事業の民間譲渡」

電気事業法の改正(平成 7 年～)と電力自由化政策により、新規参入事業者との厳しい競争が予想されたこと等から、発電コストが高く、規模が小さい公営電気事業者から民間譲渡が行われている。

平成 21 年度末までに 8 事業者が譲渡し、現在 26 の事業者で事業が継続されている。なお、民間譲渡の方針であったが、電力受給基本契約に基づく総括原価方式が維持されたことや、長期的に安定収入が見込まれること、水力発電の環境価値、新エネルギー開発、地域貢献の観点から、方針の転換又は譲渡の延期を行っている自治体もある。

解4)「基本的に持続可能な経営を確保できる体制」

電力受給基本契約は総括原価方式により売電料金が設定される。売電料金は、人件費、修繕費等の事業経費に事業報酬(利潤)を加えた額であり、安定した収益が期待できる。また、今後の経営見通しにおいて、平成 30 年度から企業債の元金償還金が大きく減少するため、その後の内部留保資金は増加していく見通しである。

解5)「電気事業の売却価格」

民間譲渡済みの 8 事業者のうち、6 事業者の売却価格は簿価を大きく下回り、3 事業者は企業債償還残高さえ下回っているなど、自治体により売却価格に大きな違いがある。民間譲渡を予定している自治体でも適正な譲渡価格の決定が大きな課題であり、現時点で鳥取県の電気事業を売却とした場合、少なくとも企業債償還残額 4.5 億円と補助金要返還額 1.2 億円を加えた額以上の価格であることが不可欠であり、簿価 103 億円に対する適正な価格の設定が難しい課題と言える。

また、発電コスト(9.88 円/kWh)のうち資本費は 4.77 円/kWh で、全国平均の 2.62 円/kWh を大きく上回っており、売却要件は整いにくい状況といえる。

解6)「電気事業の売買市場」

委員会で市場ヒアリングも行ったが、公営電気事業の売買マーケットは現実的には成立していない。但し、公営事業の民間譲渡について、コンセッション方式による欧米型の公営施設処分スキームをわが国に導入することなど、様々な売買形態が政府において検討されていることもあり、将来的に新たな売買スキームが成立する可能性もあり得る。

解7)「収益を最大化できる選択」

当面、安定した収益が得られるという経営見通しであり、売却するかどうかを今すぐ判断するより、常に国の制度や市場の動向を見ながら、直営か、売却か、どちらが最大の利益が得られるかを比較検討し、その選択を合理的に行うことが賢明であるとする。

解8)「再生可能エネルギーの導入拡大」

本年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、再生可能エネルギー（火力発電分を除く）の割合を現在の約2.5%から2020年までに10%に引き上げる方針が示されている。また、国では、再生可能エネルギーの全量買取制度などの導入を検討している。

解9)「公営企業の意義」

北海道の「道営電気事業のあり方検討委員会」の報告書では、再生可能エネルギーの導入拡大による環境負荷の低減等の地球温暖化対策は、公共性・公益性の観点から公営企業としても果たすべき役割と考えられ、さらに事業を通じて地域の活性化に寄与（地域貢献）することで公営企業の意義が認められる、との検討結果が報告されている。

解10)「直営、売却等あらゆるスキーム」

- ① 直営の場合の運営形態として、独立行政法人、第三セクター、指定管理者制度、包括外部委託など考えられる。指定管理者制度や包括外部委託を導入した事業者の聞き取り調査を行い検討したが、電気事業と工業用水道事業を一体的に管理する現在の運営システムから今すぐ移行するメリットは少ないと考えられる。
- ② 売却の検討は、適正な売却価格、全施設を一括譲渡するかどうか、国の制度変化、売買市場の成立状況、企業債残高などあらゆることについて行う必要がある。
- ③ 知事部局編入についても同様に調査を行ったが、組織合理化のメリットはあるものの、本来の企業経営の独自性や経営意識の低下が懸念されるところであり、行政組織の判断に委ねたい。

解11)「アセットマネジメントによるコスト削減」

運転開始後50年を経過する発電所もある。比較的健全な状態であるが、アセットマネジメントにより修繕費用を平準化することで大規模修繕費の支出を防ぎ、安定的に利益を得られる効果がある。なお、今後必要とされる改良・修繕費は、総括原価方式による売電料金の算定に含まれるものである。

解12)「継続運営と施設売却との収益性の比較検証」

収益性の比較検証による直営、売却等の検討は、民間譲渡の手続きに3～4年要するので、現在の電力受給基本契約の満了時期（平成35年度）を踏まえ、遅くとも平成32年頃までに行うことが必要である。

解13)「洋上風力発電」

政府は、「浮体式洋上風力発電」の平成28年度実用化に向けた実証実験を平成23年度の概算要求に計上している。陸上には風力発電に適した土地が少なく、騒音等の環境問題もある。平成22年度末に実験海域を選定し、採算性や技術的な課題を探ることとされている。

解14)「電力多消費プロジェクト」

今後、電気需要が拡大する電気自動車等への給電事業やESCO事業（建物の省エネルギー改修など提供し、所有者の利益と地球温暖化防止に貢献するビジネスで、省エネルギー効果の一部を報酬として受け取る）など電気技術の新しいプロジェクトが様々考えられる。

解15)「地域振興トリガープロジェクト」

必ずしも新エネルギーに限定するものではなく、県経済や地域の活性化に寄与するものであれば、観光、地域振興など幅広く事業展開の検討を行っていくものである。鳥取県営企業の設置等に関する条例第1条の事業の設置目的は「産業経済の発展を図り、もって県民の福祉の増進に

寄与すること」と規定されている。

解 16 「民間に売却するスキームを内包」

新エネルギープロジェクトは成長性があるため、企業局はトリガー的な役割に徹し、採算性の確保が可能となれば、民間へ売却できる仕組みとしておくことが、結果的に鳥取県経済を支援することになる。

解 17 「運転資金の補てん」

電気事業の留保資金の大部分は、事業利益及び減価償却費等であるため、本来、事業継続のための再投資資金として活用されるべきものである。

但し、例えば、工業用水道事業会計の資金ショートに際し、一定期間の資金貸付を行うことは、電気事業会計の資金運用であると同時に、一般会計からの繰入金を少なくすることができるといった財政面の意義があることを否定するものではないが、節度のない運転資金の補てんは、双方の経営体質を悪化させるだけのものとなるというのが委員会の見解である。

3 工業用水道事業のあり方

(1) 要 旨

工業用水道事業は、長年にわたって多くの工場、事業所に安くて良質な工業用水を提供してきたが、需要の低迷と企業の節水技術の向上等により、契約水量が減少し、厳しい経営環境^{解1}にある。

日野川工業用水道は、工場の閉鎖や大口給水先の節水等による使用量の減少^{解2}、石州府地区の低い給水率などにより、経常損益は黒字傾向から赤字へ向かう見通しである。

また、鳥取地区工業用水道は、平成24年度の本格給水に向けての施設整備を進めているが、水利使用权に見合う需要の確保が厳しく、また、大口利用者の減量が見込まれ、経常損益は引き続き赤字の見通しである。

将来的な採算性は、工場立地傾向及び個々の工場の需要によるが、これらはいずれも不確定要素が多い。このため、委員会として確固たる予測は立てられないが、需要の低迷に加えて、過去に借りた企業債の償還が嵩むことにより、運転資金が不足する状態が見込まれ、基本的には厳しい経営状況^{解3}がしばらく続くものと考えられる。

しかし、「産業の血液」と呼ばれる工業用水は、採算性のみでは考慮できないユーザー企業の経費節減^{解4}、県内への企業誘致、雇用確保、地下水の取水抑制による地盤沈下防止の役割を果たし、地方自治体も工場からの税収を受けるなど、大きな社会的意義を持つものである。

また、公営企業の経営環境が悪化しても、初期投資が膨大で収益性が低く、経営リスクも高いことから、民間企業が取り組むことは難しい部門であり、委員会としては、これを廃止すべきではなく、いかに経営を持続可能としていくかが重要であるとする。

今の経営見通しでは、キャッシュフロー確保のため一般会計から一定の出資等^{解5}を受けることが必要であるとする。将来的に採算性が回復することが見込める場合には、前述の事業間運用として電力事業からの資金借入を行うことは認められる。

事業の経営形態として、管理運営の合理化・効率化のための民間業者への包括委託も考えられるが、工業用水道の非効率的与件^{解6}や、市場においてプレーヤーがいないこと等から、現時点では余り現実的ではないとする。しかし、市の水道事業との統合^{解7}は将来的に議論となるであろう。

工業用水道の今後の方向性は、「工場立地が分散し、効率性が低い条件となっている中で、需要拡大と合理化・効率化に取り組み、その上で、常に採算性を検証しながら事業の継続を図っていく。」ことであり、次のことに留意する必要がある。

- 一 給水収益の向上を目指し、販路開拓と需要拡大に一層取り組んでいくこと。
- 二 電気事業と一体的に管理運営する複合化のメリット^{解8}を活かし、経営の合理化・効率化に可能な限り努めるとともに、経営状況を県民やユーザーに明らかにすること。
- 三 電気事業からの資金借入れ^{解9}は、採算性や資金返済を見通した上で適切な借入れとすること。
- 四 需要予測には不確定要素があるが、今後の経済状況や企業の動向、事業効果、経営の効率性等を十分に検証しつつ、適正規模での施設整備を行うこと。
- 五 ダム建設には長い年月を要し、水利権は貴重なものであるが、将来的に計画規模での供給が見込めないならば、治水、利水など他の用途への転用^{解10}の可能性とその効用について検討すること。

(2) 解 説

解1)「工業用水道事業の厳しい経営環境」

昭和43年度から給水開始した日野川工業用水道と平成23年度の殿ダム完成に伴い平成24年度から本格給水となる鳥取地区工業用水道の2施設を管理運営している。平成22年度には大口利用者から基本契約水量の減量の要望があるなど厳しい経営環境にあるが、需要の増加に向けて、積極的なPRときめ細かな企業訪問活動に取り組んでいる。

解2)「節水等による使用量の減少」

工業用水使用の契約形態は、ほとんどの事業体で「責任水量制」を採用しているものの、企業の撤退や節水等による減量要望に応じている実情がある。採算性に直結する大きな問題であるが、今日の経済情勢において、減量要望に応じないことは企業の理解を得難い状況にあると考える。また、鳥取県では減量に伴う負担金徴収規定（ペナルティ）を設けていないが、規定を設けてもそれを発動することは難しい、というのが委員会の見解である。

解3)「厳しい経営状況」

今の需要がそのまま推移していくことを前提にすると、平成21年度末に約11億円ある内部留保資金は、5年先に枯渇し、その資金不足は、当分の間、増加していくことが見込まれる。

解4)「ユーザー企業の経費節減」

平成21年度の工業用水使用量に基づき、工業用水道料金と上水道料金を試算・比較したところ、年間、日野川工業用水道で20.4億円、鳥取地区工業用水道で3.8億円のコスト節減効果があるとの結果が得られた。

解5)「一般会計から一定の出資等」

- ① 現在の一般会計からの出資等の状況は、次のとおり。
 - ・日野川（石州府地区）の需要低迷による収益的収支の資金不足（平成7～17年度）に対する682百万円の長期借入金
 - ・鳥取地区の暫定給水の先行投資に係る企業債元金償還金（平成11～21年度）の財源としての1,251百万円の出資金
- ② 地方公営企業法第17条の2では、経費負担の原則として「能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」は一般会計等において出資等の方法により負担するものと規定されている。
- ③ 工業用水道の今後の需要拡大が見込めないのであれば、独立採算の企業局の業務になじまない（いわば公共的施設）という委員の意見もある。問題を先送りするのではなく、抜本的に一般会計から支援し、赤字にならない経営の仕組みづくりによって、経営負担を軽減し、企業の再生を図ることで、ユーザーに密着したサービスが向上するという考え方もできる。あるいは、施設を知事部局へ移管し、管理運営のみ企業局が行えばよいという意見もある。

解6)「工業用水道の非効率的与件」

発電設備及び送水設備の運転監視業務を一体的に管理運営しており、工業用水道のみを包括的に外部委託することは電気事業との一体的管理運営を分割することとなり、非効率な委託与件となる。

解7)「市水道事業との統合」

道州制による地方公共団体の再編の前に、広域的な公営事業の統合が先に進むといったことも想定される。市水道事業と統合する場合、工業用水道の採算面から賛同を得られるかという難しい問題もあるが、維持管理の集中・効率化のメリットや民営化する場合の条件が整いやすくなるというメリットがあり、国内の情報収集を行うなど可能性や課題を検討する時期にあると言える。

解8) 電気事業を一体的に管理運営する複合化のメリット

電気事業と工業用水道事業において、発電及び送水設備の運転監視業務を一体的に行うことで、人員の削減及びアウトソーシングによる経費削減を実現している。

解9) 「電気事業からの資金借入れ」

企業会計全体で経営を維持していくことは有効な措置ではあるが、事業会計間の貸付運用は、民間企業の場合、成長部門への投資目的が原則である。採算性の悪化や資金不足の補てんを理由とする漫然とした貸付は、企業の成長力を失うだけで得られるものがないというのが、委員会の見解である。

解10) 「治水、利水など他の用途への転用」

用途転用は制度上の制約が大きく、関係機関との調整が成立することを前提に、可能性とその効用について検討することも必要な時期と言える。

4 埋立事業（工業団地分譲）のあり方

（1）要 旨

竹内工業団地、崎津工業団地など埋立分譲地を4団地保有しているが、企業立地による産業振興と雇用の確保のために工業用地を確保している意義は大きい。

しかし、厳しい経済情勢が影響し、工業用地の分譲^{解1}は計画通り進んでおらず、崎津工業団地はオーダーメイド型の工業用地として、上下水道及び道路等のインフラも未整備のまま保有しているところである。

埋立事業会計の経常損益は、長期貸付収入と一般会計長期借入金の支払利息の免除^{解2}により当面の運営資金は確保されている。一般会計長期借入金は、分譲収入及び長期貸付収入等により返済するものであるが、崎津工業団地では地価の下落のため分譲収入による返済は困難^{解3}な状況となっている。

分譲促進については、割賦販売制度や長期貸付制度を導入するなど有利な販売条件を整えているが、分譲後の景気低迷により未操業地が存在し、ややランダムな分譲傾向となっており、制度の活用促進、土地利用の見直し、さらには民間仲介業者を活用した卸売型の分譲促進策の検討^{解4}も必要と考える。

一方、市においても工業団地の分譲は進まず未分譲地が多い。これらの工業団地について県・市が一体的な体制で企業誘致^{解5}を行うことが効果的と考える。企業サイドには県・市の区別はなく、必要な工場用地を求めているからである。

崎津工業団地は、これまで活用のポテンシャル^{解6}がないといわれ、不利な条件の中で分譲、活用を急ぐ傾向にあるが、別の面では、県西部に残された最後のまとまった企業用地という利点があり、県全体の財産である。

今後、環日本海交流が進展すれば、境港に近い崎津地区は様々な機能を持つ施設立地の可能性が出てくる。企業局は、これら国際的動きやこの地域の環境・エネルギーなど成長分野の動向を注視し、可能性のあるプロジェクトを常に検討していく必要がある。

例えば、環日本海交流の中での北東アジアからの飼料輸入基地^{解7}、米子・境港地区の観光バックアップ施設^{解8}等、様々なプロジェクトが考えられ、この地域は、鳥取県の将来の夢を実現するまさに「夢タウン」といわれる地域に発展する可能性がある。

埋立事業の今後の方向性は、「常にアンテナを張りつつ、可能性のあるプロジェクトを把握・検討し、誘致活動と分譲促進に取り組む。」ことであり、次のことに留意する必要がある。

- 一 境港では定期貨客船の就航、重点港湾の指定、リサイクルポートの指定、日本海側拠点港の取組み等明るい兆しがあり、また、この地域では環境・エネルギー関連産業、EV関連産業等が進展しており、これらを県内外に積極的にPRしながら分譲促進活動を行うこと。
- 二 商工労働部、市と連携した一体的な企業立地活動や、割賦販売・長期貸付制度、土地利用の見直し、民間企業への卸売型分譲など分譲制度の充実を図ること。
- 三 崎津工業団地は、県西部に残された最後のまとまった企業用地であり、県政策面とプロジェクト面双方の幅広い視点^{解9}から、この団地の利活用を検討すること。

(2) 解 説

解1)「工業団地の分譲状況」

昭和、旗ヶ崎は順調にほぼ売却を終えているが、竹内は近年の景気の低迷、崎津はインフラ未整備が要因となり工業団地の分譲が進まなくなっている。

団地名	造成面積	売却面積	長期貸付面積	未分譲面積	うち工業用地
旗ヶ崎	41.9 ha	40.2 ha	0.9 ha	0.8 ha	0.8 ha
昭和	153.7	151.7	0.0	2.0	0.0
竹内	128.6	96.7	12.2	19.7	16.4
崎津	24.5	0.0	0.0	24.5	24.5

解2)「一般会計長期借入金の支払利息の免除」

竹内で土地造成のための借入金42.7億円が、崎津で工業団地取得のための借入金36.5億円が未償還である。毎年発生する利息(年利0.9%程度)だけでも経営に相当な圧迫があるため、知事部局において利息免除が行われている。

解3)「崎津工業団地は地価の下落のため分譲収入による返済が困難」

崎津工業団地を売却する場合、今の実勢価格や周辺工業団地の分譲価格と企業局が取得した価格(簿価)との間に大きな開きがあり、売却損が発生する。崎津工業団地の売却は、独立採算の企業局の業務になじまない、極めて政策的な課題として知事部局で対応すべきという委員の意見もあり、行政組織の判断に委ねたい。

解4)「分譲促進策の検討」

欧米や多摩ニュータウンでも行われたように、民間企業への卸売り方式による分譲形態にすれば早期分譲が可能となるという委員の意見もある。実勢価格による分譲価格の設定、柔軟な分譲区画や土地利用、民間企業に対する誘致奨励金制度の創設など民間の発想で色々な分譲手法が取り入れられる。

解5)「県・市が一体的な体制で企業誘致」

県と市、また、商工労働部と企業局との二元的な企業誘致活動の非効率性を感じた。埋立事業の知事部局編入も考えられるが、まず、企業誘致活動を一体的に行うシステムをつくり、ワンストップ体制を徹底することで、活動の効率化、スピードアップ、専門性や企業の信頼感の向上を図ることを検討すべきである。

解6)「崎津工業団地の活用のポテンシャル」

平成13~17年度の外部委員を含めた「崎津工業団地の土地利用に関する検討会」において、公共的な土地利用も含め11分野27項目が提案されたが、リサイクル産業以外は積極的に検討すべきものはなかったとされている。その後、新たな検討は進んでいないが、環日本海交流の取り組みや環境・エネルギー産業等の状況が進展している。

解7)「北東アジアからの飼料輸入基地」

青森県は、県が開発した八戸港第3号埠頭埋立地に、北東北地区の畜産業発展を期待して、八戸飼料穀物コンビナートを計画。東北グリーンターミナルを設立したのを機会に、配合飼料メーカーが相次いで進出し、北東北各県に出荷している。

解8)「米子・境港地区の観光バックアップ施設」

「カジノ」を合法化していないのは、先進主要国では日本のみである。しかし、東京、千葉（成田空港）、神奈川、和歌山、沖縄、大阪で検討会が設置され、国土交通省の成長戦略会議最終報告でも開発の検討が言及されている。崎津工業団地南側に隣接する「アミューズメント施設用地」にはウインズがあり、場外舟券売場も進出予定である。「カジノ」をはじめ固定観念にとらわれない思い切ったプロジェクトも視野に置き、幅広く議論していく価値がある。

解9)「県政策面とプロジェクト面双方の幅広い視点」

崎津は、一工業団地の分譲として扱えない政策的な課題であり、知事部局が対応すべきとの委員の意見もある。なお、知事部局と企業局と相互に競い合いながら土地の有効活用を検討するとともに、売却処分までの間、企業局自らのプロジェクトとして土地の有効活用を検討することも必要であるとする。

5. おわりに

本提言は、鳥取県企業局が本来の役割を果たしつつ、公営企業の基本理念である「公共の福祉を増進する」という社会への役割をいかに果たすべきか、という観点から議論を展開してきた。

鳥取県企業局において、次期経営改善計画（平成23年度～）を策定するに当たっては、今後の鳥取県の社会経済の振興のために、企業局でどういった社会貢献ができるのか、職員一人ひとりが提言の主旨を十分に理解し、計画に反映させていくことが重要となる。

これから公営企業制度が大きく変動し、企業立地動向の変化のスピードも大きくなっていく状況にある。これらの中でこれまでのコスト縮減に主眼を置いた計画は、企業経営として必要なことではあるが、企業局が新たな一歩を踏み出すために、企業局職員が自ら議論し、考え、新たな発想の転換や可能性にチャレンジできる環境を整え、実践していくことを期待するものである。

本委員会から提言するまでもないが、次期経営改善計画では、ミッションや目標の設定、“PDCA”や外部委員による評価、情報公開を徹底し、それらの確実な実行により県民の理解を得ることを忘れてはならないし、要請があれば、市町村公営企業とタイアップしていくことも必要である。

本委員会は、約1年にわたり、現地調査、他県調査、ワーキングにより議論を行ってきた。その間においても、社会経済情勢は刻々と変化し、その影響は企業局の経営環境にも大きな変化をもたらしているところである。

提言の内容でも触れたが、鳥取県企業局は行政機関であると同時に一企業であることを念頭に置き、常に周囲にアンテナを張りつつ、環境の変化に対応する姿勢が必要である。また、小さなことから可能性のあるプロジェクトを把握・検討し、県民の利益につなげるという視点で経営活動を続けていくことを要望するものである。

<用語解説>

用 語	解 説
企業局の「経営改善5カ年計画」	○平成18年11月に企業局の職員全身体制で作成した平成18～22年度の経営改善計画。企業局の現状と将来見通しを分析し、将来のあるべき姿について取りまとめたもの。
電気事業制度改革と電力自由化	○電気料金の国内外格差の是正のため平成7年に電気事業法が改正された。これにより、従来、地域の電力会社が独占的に電気を小売りしていたが、需要家の規模に応じて段階的に新規事業者や地域外の電力会社からも電気の購入が可能となり、競争原理が導入されることとなった。 ○公営電気事業者は「卸電気事業者」から「卸供給事業者」に法的位置付けを変更（平成22年3月までは「みなし卸電気事業者」として保護）された。 これにより公営電気事業者に先行き不安が生じ、民間譲渡の動きが始まった
純国産エネルギー	○エネルギー源のほとんどを海外からの輸入に頼っている日本にとって、国内の豊かな水資源を利用する水力発電は、貴重な純国産エネルギーとして、期待されている。
再生可能エネルギー	○太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスなどによる発電や太陽熱などの、使い続けても枯渇しない自然由来のエネルギー源を指す。これらのエネルギーは、CO ₂ 排出量がゼロか、極めて少ないという特徴も持つ。
再生可能エネルギー全量買取制度	○実用化されている全ての再生可能エネルギーを対象とし、発電した電力の全量を買取することを基本とし国が導入を検討。「再生可能エネルギーの導入拡大」、「国民負担」、「系統安定化対策」の3つのバランスが重要。
総括原価方式	○商品やサービスを提供するのに必要な原価に適正な事業報酬を加えて売電料金を設定する方式。
スマートグリッド (次世代送電網)	○電力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化できる送電網で電気を効率的に使用することが可能。専用の機器やソフトウェアが、送電網の一部に組み込まれている。
バイオマス発電	○石油や石炭の化石燃料に対し、現在の生物に由来するバイオマス燃料、例えば、生ごみ、廃油、家畜糞尿、木くずなどを利用して発電すること。
アセットマネジメント	○施設の適正な管理により更新時期を平準化し、最適な時期、規模による投資を行うことでその価値を高め、利益の最大化を図ることを目的とする資産管理方法。
コンセッション方式	○道路など民間企業のインフラ運営参加のために、施設所有を公共側に残して、民間事業者がインフラの事業運営や開発の権利を長期間にわたって付与する方法。
責任水量制	○実際の使用水量にかかわらず、事前に事業者が承認した水量（契約水量）により料金を算定する料金体系。
長期貸付制度	○工業用地を企業等に対して事業用定期借地権を設定し、10年以上の長期貸付を行う分譲制度。
国際定期貨客船 DBSクルーズ フェリー	○ウラジオストク、韓国東海、境港市を結ぶフェリーで平成21年7月に正式就航。中国吉林省、シベリア鉄道でモスクワ等への輸送時間の大幅短縮が可能。
リサイクルポート指定	○広域的なりサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾であり、境港の22年度の指定に向けて取り組みが行われている。
重点港湾指定	○国が進める直轄公共事業の「選択と集中」の一環として全国の重要港湾103港のうち新規事業に着手する対象として境港が指定されている。